

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

- 議長（佐藤清隆君） ただいまから令和6年第9回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は過半数であり、富岡町農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立することを報告いたします。
-

○開議の宣告

- 議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

○議事日程の報告

- 議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。
-

○会議録署名委員の指名

- 議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定によりまして、議長において
4番 塚 野 芳 美 委員
5番 猪 狩 秀 信 委員
の2名を指名いたします。
-

○会期の決定

- 議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
-

○議案の一括上程

- 議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。
事務局長の朗読を求めます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐藤清隆君） それでは、議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

を議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡邊しげ子推進委員のご意見を申し上げます。

○最適化推進委員（渡邊しげ子君） この議案に対しまして、8月7日水曜日、佐藤会長はじめ、深谷さん、坂本さん、猪狩さんと事務局2人と7名で現地立会いを行ってきましたので、ご説明いたします。

場所は、7ページ、8ページを御覧ください。高速道路の高架下を入りまして、850メートルぐらい走行しますと、入り口にイチョウの木の大きな木があります。すぐ横を高速道路が走ってまして、その鉄塔はこの下にあります。当日は、行政書士さんが立会いの下、現地を確認してきました。

申請内容と相違なく、当日の現地立会いにおいては問題にすべき点は見当たりませんでしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） なしの声がありました。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第17号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第17号別紙2に進みます。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である猪狩浩行推進委員のご意見を申し上げます。

○最適化推進委員（猪狩浩行君） 前議案と同じメンバーで現地調査をしてまいりました。当議案について、8月7日、現地確認してまいりました。

現地場所なのですけれども、元スーパーセンター跡地の南側にあります譲受人の自宅に隣接する畑です。譲渡し、有効活用してほしいということでの議案です。現地につきましては、特に問題ありませんでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問、ご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） なしの声があります。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第17号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを終了いたします。

続きまして、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長の朗読と農地法に基づく説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である猪狩浩行推進委員のご意見を申し上げます。

○最適化推進委員（猪狩浩行君） 当議案につきまして、8月7日、前議案と同メンバーで現地確認をしてまいりました。

場所なのですけれども、国道6号から旧道に入りまして、北方面に300メートルほど入ったところで、左側の土地になります。令和5年に資材置場として許可が下りている場所の用地拡張の申請ということです。現地につきましては、特に問題ありませんでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 特に異論はないのですが、この事業計画の工期、許可日、今日、8月19、8月31までとなっていますけれども、この写真を見れば、草刈りぐらいだから、可能な日程ですけれども、これはやはり書類を受け付ける段階で、9月30日とか、例えばそういう余裕を持った申請の仕方をしてもらう必要があるのではなかろうかというふうな意見でございます。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そういう意見でございます。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑は特にないということですね。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第18号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了します。

続きまして、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局長の朗読と農地法に基づく説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

現地調査員の坂本仁推進委員の意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（坂本 仁君） 8月7日に会長を含め委員が2名、推進委員3名、職員が2名で、3名と2名で、あとは申請代理人としまして行政書士2名で現地を立ち会ってきたところでございます。

まず、場所でございますが、皆様のお手元の資料62ページを御覧になってください。ここで航空写真がありまして、高速道路料金所より県道小野富岡線に出まして、そこから夜の森方面、東側におよそ300メートルか400メートル行ったところの左側に位置するところでございます。

譲渡人は、現在避難先で家族と生活しているところでございまして、88歳とかなりの高齢でございまして、富岡での営農は再開しないという意思がありました。

そこで、この碎石需要が高まり、双葉碎石としましてもストック場確保のためにここを選定した状

況であります。この地形的には県道沿い2メートルほど低い位置にありまして、周り田に対する影響はないと思われましたので、私としては転用には支障ないというような判断しました。

ただ、3点ほど申請代理人のほうに申し添えたのは、申請地から道路を挟んで南側にパッションフルーツを栽培している方がいらっしやいまして、当然碎石ストックするにおいて粉じん等が巻き上がるというようなことが当然予想されますので、申請人、譲受人の社長がパッションフルーツを栽培している社長、相手方に赴きまして、事業説明とか、今後そういう粉じんとか、そういったもの、将来的に問題を残さないように行ってくることを伝えてくださいとは申し添えておきました。

そのほか、2点目としまして、道路、県道際に下流で営農している方の用水路がございますので、用水路の確保と、この地区の北側にやはり農業施設、水路がありますので、そこへの土砂流入に関しては、流入しないような形をしてください、以上3点を申し添えてきたところでございます。皆様方のご審議方、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

石井さん。

○9番（石井 功君） この県道に隣接するところの、ここに福島県の田んぼってありますよね、ずっと。道路に田んぼずっと、田んぼずっと、公図上。福島県ってあります。127から131まで。これ福島県との関係というのはどんなことなのですか。これは何かかかることあるのですか。

〔「発言していいですか」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） いいよ、発言して。

○最適化推進委員（坂本 仁君） ここは福島県のほうとなっておりますが、まず申請地に接している細長い部分は、震災後、県道改良が入りまして、県の拡張工事で買収したものでございます。あと、さらに下に行くと、地番でいくと132—4、3、130のところは、小野富岡線が付け替え県道として現県道にタッチするような場所でございます。当然この地区、その下、図面でいきますと、資料の65ページを見ていただくと分かるのですが、129—7というところで進入路がございます。それにつきましては、県道の協議、24条協議によりまして、取付けですか、これは県のほうと申請して、県の許可を得てから工事を進めていくようになっております。

○議長（佐藤清隆君） よろしいですか。

○9番（石井 功君） はい。

○議長（佐藤清隆君） 今の補足説明しますと、今新しく新道を造っているのです。あそこに、高津戸の裏側を行ったところなのですけれども、浜街道から続く道路を今造っているのですけれども、それ今富岡で工事止まっているのだけれども、将来的にはそこがつながるといことで、県道買上げになっているといことでございます。以上です。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特別ないということですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第19号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可相当とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可相当とすることに決しました。

以上で議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを終了します。

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で事務局から何かありますか。

〔事務局佐藤副主査説明〕

営農型太陽光発電調査結果ご説明をします。資料1をご覧ください。26日に営農型太陽光発電設備の看板の設置状況及びパネル下部の営農状況を調査いたしました。去年、現在3社の発電事業者、4社の営農者が事業を実施しております。各業者が運用している発電設備から数か所事務局側から選択をし、抜き打ちで計12箇所の調査を実施いたしました。なお、調査内容について、看板はFIT制度で規定されているサイズ、材質、設置位置等を調査し、営農状況については、除草等適切に行われているといったところに着目し、調査を行いました。その結果、発電事業者3社、営農者3社が不適切な運用をしていることが確認されました。これを受け、是正に関する文書の発送を行います。

説明は以上となります。

○議長（佐藤清隆君） 次に、2番の。

〔事務局佐藤副主査説明〕

次に令和6年度農地パトロール事前協議について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

農地パトロールの事前協議を、総会終了後に実施いたします。なお、班ごとに協議するにあたり、座席の準備が出来次第、班ごとに協議していただきたいと考えております。協議していただきたい内容は、初めに役割の決定、パトロールでどの役割を行うかを決めていただきます。決めていただきたい役割は、班長、副班長、記録係、撮影係、調査係5つの係でございます。班長については、最適化推進委員から、副班長は農業委員から決定してください。次にパトロールの順路を決めていただきます。パトロールは、3時間程度実施していただきたいと考えております。その中で、担当区域全域の農地を確

認っていただきたいところから、どのような順路で周るかを簡単に決めていただきたいと思います。なお、担当区域全域の確認を行っていただきたいので、確認する場所が特定の地区に偏らないよう、全域を回る形で、決めていただきたいと思います。資料の次のページ、農地パトロールの実施方法、流れについてご説明いたします。実施日については、9月13日金曜日総会終了後、13時15分に富岡町役場1階玄関前に集合し全員でスタートいたします。班編成及び担当区域については、別紙1、別紙2のとおりとなっております。調査内容は、遊休農地、耕作者が不在又は不在となる恐れがある農地及び再生利用が困難な農地であります。遊休農地には区分がございまして、1号遊休農地というものがございまして、1号遊休農地は、過去1年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、かつ今後も農地所有者による農地の維持管理や耕作の見込みがない農地であります。1号遊休農地には2つの区分がございまして、緑区分、こちらは人力・農業用機械で草刈り・耕作等を行うことで耕作できる農地であります。黄色区分については、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要な農地となっております。もう一つ2号遊休農地というものがございまして、周辺の農地利用状況と比較して、著しく劣っている農地、耕作はしていますが管理が行き届いていない農地が2号遊休農地となっております。次に耕作者が不在となる農地であります。最後に再生利用が困難な農地であります。こちらは、農地として新たに再生することが出来ない農地、いわゆる非農地であります。別紙3にその農地がどの遊休農地の区分に該当するか、農地を見て判断し、記入していただきますようお願いいたします。震災後、遊休農地が多数発生していることが考えられます。全てを記録することは難しいと思いますので、まずは周辺の営農に影響がありそうな農地、完全に再生利用することが困難な農地を中心に記録していただければと思います。次に農地法の許可後の履行状況の確認をしていただければと思います。

また、農地の違反転用が行われていないかといったところも確認していただければと思います。さらに、営農型太陽光発電施設で適切に営農されているか確認をお願いいたします。調査内容については以上です。調査方法については、車で周っていただき、目視で確認し、先ほどご説明した農地に該当する場合は、カメラで撮影していただき、タブレットで地番を検索し、記録表の方に記入していただくという形となります。またタブレットの使用方法については、別紙4に記載がございまして、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。持ち物については、記載の通り、タブレット等事務局側でご準備いたします。帽子の方を持参していただき農業委員会であることが分かるようにしていただければと思います。説明は以上となります。

○議長（佐藤清隆君） これらのことについて何かご質問とかございましてか。特別はないですか。

それでは、農業委員の皆様から何かありますか。事務局のほうでは何かありますか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい、石井さん。

○9番（石井 功君） このパトロールだけれども、3時間で1筆ごと、それ全部やれって時間が足

りないのではないかと。1筆ごと確認するのを3時間ばかりではできないよ。これは、何ぼ大まかだ
って3時間では終わらない。こんなにいっぱいあるものを。

○議長（佐藤清隆君） 大まかにすると、これは農地ではないかどうか判断するものだから。

○9番（石井 功君） 農地パトロールはやるのだけれども、こんなもの3時間ばかりでは終わら
ないぞ。真剣に考えなくては。やればいいというものではないぞ、これは。

○事務局副主査（佐藤高広君） 全体的に見ていただいて。

○9番（石井 功君） しかも、タブレット、これ大変だぞ、これタブレットあるけれども。

○9番（石井 功君） 検索してもどこだかこれさっぱり分からなくなるのだ。駄目だ、机上の計算
でやったのでは。現地に行ったと思わなくては。やればいいというものではないのだ。

○事務局副主査（佐藤高広君） 規則で1個1個全て確認してほしいところではあるのですが、なか
なか時間的に確かに難しい部分はあるとは思うので、まず周っていただいて、気になるところあれば
というところをお願いしたいと思っております。

○9番（石井 功君） はい。

○議長（佐藤清隆君） そういうことでございます。

小坂さん。

○8番（小坂竜也君） 今の件で付随してなのですけれども、この違反転用とか、目視で明らかに分
かるようなものを全域見て歩くのか、1筆ごとの農地の現状を把握してタブレットに落とし込むのか、
それで全然内容が違うので、必要な時間も違うと思うので、明らかな違反転用を目視で回るとい
う感じでいいのでしょうか。

○9番（石井 功君） 違反転用だけなの。荒廃農地なんかを見るのだろう。

○8番（小坂竜也君） そうなのです。農地パトロールという今までのだと、違反転用なので、事務
局の考えているように、車1台でぐるっと回って、明らかにというのは分かると思うのですけれど、
これ実際1筆ごとにタブレットに落とし込むとなると、別日なり、班ごとに定期的にやるという方向
ではないと、今石井さんが言ったようなことになると思うので、その辺どうお考えなのか、会長と事
務局長のお考え。

○議長（佐藤清隆君） それでは、私の個人的な考えですけれども、一応全筆調査というわけにはち
よっといかないとは思っています。限られた時間の中ですので。ただ、日頃地区内を見て回っていて、
ちょっとあそこが気になるよねなんていうようなところが恐らく何か所かあったとは思っています。そ
ういったところを重点的に調査していただいて、誰が管理するような予定になっているのかというの
を見てもらって。違反転用の件につきましては、それ今現在その構築物が建っているとか、あれが進
んでいるとは思っているのだけれども、果たしてそこが農地なのかどうかというのはちょっと確認、よく確
認しないと分からないので、これからタブレットを支給するという事なので、気になるような建物
があった場合は、そのタブレットで農地であるかどうか確認しながらというようなことも運用が可能

かなと思いますので。事細かくということではなくて、大まかに見て、ここはちょっと荒れているよねなんていうようなところを重点的に調査していただければいいのかなというふうに思っているのですけれども。それに付け加えて何か事務局ありますか。

○事務局副主査（佐藤高広君） 会長が言ったとおり、特に目につくようなところを記録いただくという形になります。また、タブレットに落とし込む必要はなくて、記録票に書いていただければ、こちらのほうでまとめて、それであと次の総会で今後どうしていくかというのを考えていければと思いますので、まずはちょっと目につくところを見つけて、記録いただくという形にいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そんなことでよろしいでしょうか。

○8番（小坂竜也君） はい。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

笹山さん。

○7番（笹山君） この班編成は、どんなふうにして決めたのですか。我々地元だと分かりやすいのですけれども、全然違う場所を編成されているような気がするのですけれども、この辺はどういうあれで決めていったのかを教えていただきたいなと思うのですけれども。

○事務局副主査（佐藤高広君） 班編成については、極力地元の方が入るようにはしたのですが、5人一組で班編成をする関係上、どうしても違う地区に入ってしまう方もいらっしゃるのですが、そこはちょっとご了承いただければと思います。

○議長（佐藤清隆君） 今回はご了承していただきたいと思います。

原田さん。

○最適化推進委員（原田八十治君） 極力地元というのだけれども、やっぱり例えば俺ら3班、今塚野委員さんからちょっと言われたのだけれども、やっぱり俺ら3班の大原とか関ノ前なんか分からないわけよ。そこは、大原ばかりそこを集めるのではなくて、そっちに振り分けるとか何かやらないと、結局、正直言ってこんなパトロールできないよ、こんなの。もう一回これをちょっと練り直したほうがいいのではないかと思うのだ。

○最適化推進委員（原田八十治君） うん、地区ちょっと。それか、班編成を。あんまり細かいこと意味がないと思うので。

以上。

○議長（佐藤清隆君） それぞれ地元の人が班の中にはほぼ網羅されているのかなというふうには、班編成を見る限りは思いますので、お互いが協力しながら今回の調査についてはやっていただきたいなと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございますか。

原田さん。

○最適化推進委員（原田八十治君） その他です。これ公共事業、農地関係で、公共事業については農業委員会かけなくてもという、あるのだけれども、大規模な場合は、説明はするよね。ただ、小規模の場合は事後報告くらいはしてもいいのではないのかなと思うのだ、委員会。なぜかという、やっぱりお互いの農地だから、我々農業委員会で農地の情報、こういうふうになりましたよとか、道路ができましたとか、何ができましたって、今回の面積、農地がある方の面積が減りましたと、そういう報告は当然農業委員会に上げてもいいのではないかと、小規模でも。大規模の場合は今までも説明はしてきましたけれども。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） これは、報告なりなんなり、最低でも地元の推進委員なり農業委員の方にはお知らせしておいたほうがいいのではないかという。私のほうも、要望として今後お願いしたいなと思います。

そのほかございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 今の原田委員に関連して。局長にお聞きしたいと思います。

先月、第二産業団地の説明ありましたよね。林委員からも優良農地の確保の問題も若干ありましたが、その中で資料に、今の農地転用絡みで復興整備協議会、ここにかけるようになっていきますよね。6年度の真ん中だから、多分来月あたりかけるのかもしれませんが、そこのメンバーと協議内容、農地転用のことも入っているので。うちのほうの農業委員長、もちろん入っていますよね、その辺の予定なり、メンバーなり。過去に大規模なメガソーラー、高津戸、下千里、杉内も、我々に相談もなく勝手に決めて、あと事後報告もない、事後報告はあったのかな。関名古屋の産業団地、そのときにクレームをつけて、企画のほうから、当時課長だった局長分かっていると思うのですが、説明を受けた経過はあるのですけれども、この今回の小良ヶ浜地区のこの案件については、この協議会、いつ開いて、どんなメンバーなのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤清隆君） 原田さん。

○事務局長（原田徳仁君） 復興整備協議会でございますが、こちらのほうのメンバーについては東北農政局、それから福島県、それから富岡町、この3者、国、県、町の3者であります。従前ですと、農地転用関係のほうだと、様々な機関に申請し、時間が2か月から3か月かかるということがあるので、そこを一気に済ませるためにこの3つが同時に開催し、同時に進めていくという流れでございます。都度そのメンバーが集まれるかというわけではないので、年に2回から、場合によっては4回となっておりますけれども、大概年2回ぐらい開催して、その自治体において転用する部分についてはしっかりと農政局、東北農政局と、国ですね、そちらのほうの話だったり、県との調整をしたりとかいったことでございます。ですので、その農地転用関係のほうの話になってきますと、町が説明者と

いう形になってくるので、産業団地を今産業振興課長として進めておりますから、私は説明者となります。それをもって、国、県のほうで許可するかどうかという部分の協議という形になる。そういう流れになります。

大体年間のスケジュールと、そのメンバー構成のほうは説明させていただきました。

○議長（佐藤清隆君） はい、渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 分かりました。そして、関係機関の協議会だってどういうことですよ。課長が、局長が説明をするということは、事前に我々農業委員会で議論をした上で、局長がその協議会で説明をされるという解釈でよろしいですか。

○事務局長（原田徳仁君） そのとおりです。

○6番（渡邊康男君） そういうことでよろしいのですね。

○事務局長（原田徳仁君） はい。ですので、復興整備協議会というのが国、県まで一緒にあったというのが震災後初めてできた流れです。今までの申請内容とすると時間がかかって、復興にちょっと支障が生じるだろうということで、特別にこの3者が集まって、一堂に会して進めようという協議会が震災後にできたものであります。ですので、その土俵にのせるためには、まずは農業委員の皆様にもちゃんとこういう話はしましょうねというのが各自治体全部持っておりますので、まず説明させていただいて、ご理解いただき、またご意見いただきながら、その土俵に上げるか上げないかという部分は町の執行部のほうで考えていくという部分と、決まったら決まったで、それを全て公表しなさいという形になっておりますので、今ネット上ではどこの自治体でも復興整備協議会ではこんなことが決まりましたというのが出ております。例えば当町においてはメガソーラー関係もそうだし、産業団地もそうなのですが、駅前のロータリーの部分もかなり計画が変わったので、農地とは関係ないですが、そういう計画も変わりましたというのは全て公表されていると思います。

以上です。

○6番（渡邊康男君） よろしくお願ひします。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。事務局から何かありますか。

○議長（佐藤清隆君） これで以上ですね。

○閉会

○議長（佐藤清隆君） それでは、定例総会はこれで閉じて、今後農地パトロール各班に分かれまして、実施していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

閉 会 （午前12時00分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月18日

委 員 塚野 芳美

委 員 猪狩 秀信